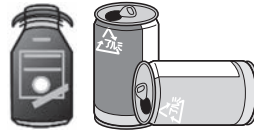


ごみの分別にご協力ください ～ごみを資源に～ 空き缶編

みなさんのご家庭から出るごみは、燃やせるごみ、燃えないごみ、資源ごみに分別することで、ごみの減量とリサイクルにつながります。

資源ごみとして出せる空き缶は、「アルミ缶」「スチール缶」のマークがある、ジュース・お酒の飲料用の缶、缶詰など食品の缶です。

皆様のご理解とご協力をお願いいたします。



空き缶の出し方

- ・中身を空にして、洗ってから【緑色指定袋】に入れて出してください。
- ・缶は、つぶさずに出してください。
- ・ペットフード缶などの缶詰の紙ラベルがきれいにはがれない場合は「燃えないごみ」で出してください。

注意事項

- ・ボトル缶のキャップ・缶詰のフタ・油や汚れが付着した缶は「燃えないごみ」で出してください。
- ・のり・お菓子・ミルクなどの缶、ガス・スプレー缶、塗料の缶は「燃えないごみ」です。

■お問い合わせ

町民課住民グループ ☎01392-2-3131

町指定ごみ袋に新しいサイズの袋が増えます

9月から、以下のごみ袋に新しいサイズの袋が増えますのでお知らせします。

(これまで販売していたサイズも引き続き販売いたします)

なお、販売開始の日には各小売店ごとに異なりますので、あらかじめご了承ください。

燃やせるごみ（青色の袋）…10Lの袋（10枚120円）を追加

ビン・ペット（オレンジの袋）…45Lの袋（10枚490円）を追加

不法投棄は犯罪です！！

町内では人目のつかない場所に、一部の心無い人が、生活ごみや電化製品、タイヤ等を捨てる不法投棄が後を絶ちません。

町では不法投棄の対策を強化する目的で「監視カメラ」を設置し、不法投棄防止に取り組んでいます。

木古内町が「ごみのない きれいなまち」になるように町民全体で無責任な行動をゆるさず、不法投棄の根絶に努め、豊かな環境を守りましょう。

※廃棄物の処理及び清掃に関する法律（廃棄物処理法）によって不法投棄は禁止されており、違反すると5年以下の懲役または1,000万円以下の罰金が科せられる厳しい罰則が設けられています。

■お問い合わせ 町民課住民グループ ☎01392-2-3131

